

## 第4期第4回北区男女共同参画審議会 会議録

日 時：平成25年11月13日（水）午後6時30分～午後8時16分  
場 所：北とぴあ 男女共同参画センター多目的室AB

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 「アゼリアプラン策定のための考え方」についての諮問について
- (2) 専門部会の設置について
- (3) 北区男女共同参画に関する意識・意向調査結果報告について

### 3 閉 会

出 席 者	白井会長	宮城副会長	奥津委員	宮澤委員
	山崎委員	大内委員	照井委員	佐藤（節）委員
	大島委員	近藤委員	小澤委員	楠委員
	酒井委員	我妻委員	田草川委員	中澤委員
	雲出男女共同参画推進課長			
欠 席 者	山田委員	佐藤（美）委員	寺内委員	清正委員

## 審議

### ○白井会長

それでは、アゼリアプランの策定のための考え方について、事務局より説明をお願いいたします。

### ○雲出課長

アゼリアプランの策定のための考え方について、説明。

### ○白井会長

ただいま、男女共同参画推進課長より説明がありましたアゼリアプラン策定のための考え方について意見交換を行いたいと思いますけれども、まず初めに、資料3の審議会のスケジュールについて、ご質問等ありましたら伺いますが、いかがでしょうか。

スケジュールは4月に際して答申をということですので、それ等をごらんになった上で、この答申・期日スケジュールについて、何かご質問がありますでしょうか。

もしなければ、スケジュールの点についてはまた出ますので、皆様方よろしいでしょうか。

それでは、資料1の第5次アゼリアプランの策定にあたっての案と、それから、資料2、アゼリアプラン体系イメージ（案）についてご意見をいただければと思います。

### ○我妻委員

この体系図について意見を述べていいのですか。

### ○白井会長

はい。

### ○我妻委員

第5次アゼリアプランの体系図で、配偶者暴力防止と被害者支援に力を入れるということで、非常に画期的でいいことだと思います。それはそれとしてですが、9月の末に多摩市と文京区で男女平等参画条例が制定されて、文京区では今月から施行されているのですが、随分成立が遅いかなという声もある中、やはり社会の進みぐあいに沿っているというか、内容がとても新しいというので最近話題になっているのですが、例えば多摩市では、基本理念の中で性的指向や性自認についての差別や暴力から市民を守り配慮をすると明記されていますし、文京区の条例では、禁止事項として、性的指向又は性的自認に起因する差別的な取り扱いを含むということで、これも禁止するという。要するに、あらゆる人権侵害を行ってはならないという言葉が条例に入っていて、随分新しいなという気がします。

最近は、性的マイノリティーが20人に一人ということも今言われていますし、こういう人権への配慮というのは、北区の条例には入っておりませんが、ぜひこれから決める行動計画の中で多少盛り込んでいけたらいいのではないかと思います。

それで、第4次と第5次を見比べてみると、どうも第5次は、暴力の根絶という

ところが非常にクローズアップされて、人権の侵害というところが非常に弱くなっている気がして、暴力は暴力でもちろんなくすべきものだと思うのですが、あらゆる人権侵害を行ってはならないということもやはり大事だと思うので、そういうのも書き加えるべきだと私は思います。

○白井会長

今のご意見に対していかがでしょうか。暴力の根絶、2の1、2、3の中の2で、主な施策としては、人権侵害をめどにしたような書き方にはなっていますけれども、さらに徹底してということでしょうか。

○我妻委員

はい。

○白井会長

その点について、課長どうぞ。

○雲出課長

身体的な虐待というのと、言葉による暴力等というものは当然、この配暴計画の中には入ってくる予定でございますので、そういうあらゆる虐待というものに関しましては、幅広く拾っていきたいと考えてございます。

○白井会長

わかりました。1と2が暴力の防止という、全面的暴力、最初のDVが暴力で、今は精神的なものが加わっていますが、だから、1には暴力というのが前面に出ているから、その点でもう少し工夫をしていただくということが必要ではないかと思いますので、その点もご検討いただきたいと思います。

○小澤委員

ただいまの件ですけれども、目標の1の中には、人権を尊重するということになっておりますけれども、主な施策のところで人権に関しては、メディアによる人権侵害の防止のみにとどまっている、実際はもっと広く人権に関する施策も実行されると期待していますが、我妻委員がおっしゃるように、もう少し、例えば住民意識による人権の侵害というのがありますし、幅広く人権が取り入れられたら、もっとわかりやすいかなと思いました。

○白井会長

この場合に、暴力の防止というのは、普通暴力だけではなくて、精神的なものも全部むと、今、DVの法律はなっているのですけれども、特に「など」ともなく「暴力」と。この1について、それは全部含めたことなのでしょうか。それとも暴力を限定しているのでしょうか。性的なとか、いろいろな無視したこととかを全部含めて言

うのですけれども、そういうことも個々に含んでいるのでしょうかということ。

○山崎委員

広い意味では、人権侵害に当たるのではないですか。

○白井会長

そうです。ただ、暴力だけでは今のところないので。

○山崎委員

言葉を合わせればいいのではないかと思いますが。

○白井会長

だから、施策のところでもう少し人権というわかりやすく、加えていただくということで検討いただけるかどうかということになると思うのです。

○雲出課長

主な施策ということで挙げさせてもらっています。イメージとして、この目標の1、2、3、4につきましては、第4次アゼリアプランと変わりなく目標を掲げさせていただきまして、課題やそれぞれの施策につきましては、今後、部会ごとに検討をいただく予定になっていますので、その中で審議をいただければと思っています。

○白井会長

わかりました。この後に、より徹底するために部会を設けるように、そちらで提案いたしますので、その部会ごとにまた検討していただくということでよろしいでしょうか。

○奥津委員

人権の問題は本当に大切ですし、ダイバーシティーの観点から人権を扱えば、男女の共同参画も進むのですが、これは男女の共同参画の行動計画であるという点がぼけरのような形になってしまふと、もとがどこかへ消えてしまふ。ですから、やはり男女共同参画ということをきちんと頭に置いて、今のようなお話を入れていただくようにしていただきたいと。人権は人権で、きちんと別の所管課で扱われるところでやっていただかないと。これは、四つの関連の中で男女共同参画でまとめるよう、していただきたいと思っております。

○白井会長

だから、いわゆる人権侵害は、広い意味で言えば再現なく続くのですけれども、男女共同参画で、しかも、第4次の条例の理念を引き継いだ、それを5次に継続することでするので、事業として達成されていない分を達成するような方向でやっていただくということも必要だと思いますので、部会でそれぞれ検討していただいて、よ

り適確な課題や、施策をと思っております。

#### ○我妻委員

もっともなご意見だと思うのですが、DVは肉体的な暴力だけではなくて、もう支配とか、精神的に追い詰めるとか、いろいろな被害があるので、配偶者暴力の防止と言ってしまうと、受けとる方が間違えると思うのですよね。

だから、第4次は、暴力・暴言と一応書いてあって、施策でDVの防止となつてるので、DVが非常に広範囲ということを説明すればわかるのですけれども、第5次は、施策も配偶者暴力と言い切ってしまっているので、私は、施策は施策として、課題に、もう少し暴力だけではないことをきちんと入れるべきだと思います。どんな言葉を入れるかは、もちろんその部会にお任せしますが、暴力だけというのは違うと思います。

#### ○白井会長

だから、ここで出ている言葉からすれば、暴力だけに思われるのですけれども、法律もその暴力からさらにいろいろ加わっていますので、この赤い点について、ご説明をお願いします。

#### ○中澤委員

事務局の立場で発言させていただきたいと思います。策定にあたつての案のこの資料についてですけれども、基本的には1ページ目の1から5の（1）の部分までは、審議会としてある程度共通の認識を持っていただいた上で、この後、会長からお諮りいただきます部会での議論を進めていただければありがたいといったところです。

課題以下の表記などについては、今までのものをまとめるとこうなるのではないかということをあらわしたものですので、課題から先については、今後のご検討をお願いしたいというところです。

この中のポイントとしては、計画の性格のうち、今の資料1の2の（6）のところで、「配偶者暴力の防止と被害者の支援」という項目を設けて配偶者暴力防止の基本計画の部分として策定することで、今後、この審議会での検討を進めるということでおろしいでしょうかということを、事務局としても、最初のこの検討のスタートの時点で決めていただければという思いで入れたものでございます。そのほか、計画の期間はこのとおり、お願いをしたいという趣旨でございます。

また、先ほど説明がありました体系のイメージの目標については継承するということでおろしいですかということと、一番頭にあるこの太破線の部分については、このような案、配暴と言ってしまいますけれども、DVの基本計画の位置づけという体系の決め方にさせていただくことでご提案をさせていただきました。

ですので、この部分を含めてということになるかもしれませんけれども、課題の名前やあるいは主な取り組みについてはもちろんのこと、今後の審議会での審議によって提言内容は変わってくると考えています。

○白井会長

そうしますと、アゼリアプランの体系図のところであるのは、1、2、3、4と目標のところがありますよね。これは第4次の関係でもこのとおり分けて、条例の理念に従ってその中から4項目を選んで策定。それをさらに充実させるために継承する分としては、この目標として4項目はよろしいでしょうか。主に3項目になると思います。4項目は行政の体系ですので、これはよろしいでしょうか。

そして、課題です。ただ、暴力というのは前面に出ているので、それ以外に今はいろいろなことが問題になっているので、ただ暴力と言われると、暴力だけという誤解も強いのではないのでしょうかというのが、皆さん危惧していらっしゃるのだと思うのです。今、DVというのは、暴力よりか精神的なもの、無視、暴言ですね。経済的なものも含まれますし、だから、そういうものがある中で、暴力がただ前面に出ている、しかも1と2で。

だから、皆さん方は、男女共同参画なのですけれども、もう少し全体に配慮されたらいかがでしょうかというご意見だと思うのですけれども、そうでしょうか。

○我妻委員

そうです。

○白井会長

部会において、課題については、検討をしていただくということで、今、目標を含め、これでよろしいでしょうか。

○酒井委員

全体としての質問なのですけれども、項目の名前が単に変わっただけの部分と、大きく内容を変えた部分とあるということですよね。特に、その赤字で書いてあるところは、内容を大きく変えていて、名称が多少いろいろと変わっている部分については、中身は変えないけれども、名前をもう少し簡潔にしたという理解でよろしいのでしょうか。

○白井会長

そうです。

○宮城副会長

今までの経緯の確認なのですが、これは今、事務局がイメージ図として提案しているものなので、今、この委員の皆さんに第5次のイメージを共有してもらうためのものだと思うのです。事務局としては、配暴法のところだけは、しっかりと位置づけなければならないので、独立させたいという意向があるということですね。そのことについてまず一つよろしいですかということと。

そうなった場合に、あらゆる暴力のテーマから配暴法だけ独立してしまうわけですから、それ以外のあらゆる暴力になってしまふのだと、限定されてしまうのではない

かというのが、我妻委員のご発言と私は理解したのですが、そのあたりにもしかしたら、「人権」という言葉を入れるのか、あるいは性的マイノリティーの問題が含まれるような課題にするのかだと思うのです。

先ほど、我妻委員の指摘の中でもっと大事だと思うのは、この4次をつくるときには人権を尊重する内容の中で、暴力がすごく大きな問題だから、暴力と健康が大きな柱にここではなっているわけです。でも、今はもっと重要な問題が、もし落ちていたら、ここで柱を立てないといけないかもしれないのですよね。

だから、2番の「あらゆる暴力」という言葉をどうするかというのは、部会のご検討に、会長のご提案のとおり任せいいと思うのですけれども、逆に今の時代、4次を立てたときには考えつかなかつたようなことが起こっているとしたら、今ここで挙げて、それをどの部会に割り振るか考えておく必要があるかと思うのです。性的マイノリティーの問題などは、ここの2番でうまく入るかどうかですね。

#### ○酒井委員

私は、全体に関する質問をしたのですが、1番については。

#### ○宮城副会長

きょうは皆さんが全体を理解していないと、どの部会に行っても、それまできょう決めないといけない。

4次をつくるときは、この三つの分野に分けることをかなり議論したのですね。ですからぜひ今この場で、例えばこういう問題はどこに位置づけますかということは、どんどん出されたほうがいいと思います。

#### ○雲出課長

これを示させていただくときに、事務局での検討としては、余りきっちりと決めていくことは避けようではないかということ、なるべく簡潔な広がりが持てるような文言を探して、ここに示させていただいたものです。今お話のとおり、これに足していくことというのは、こちらもお願いをしたいところです。簡潔に示させていただいたということでご理解いただければと思います。

#### ○中澤委員

今、課長から申し上げたとおりなのですけれども、酒井委員がこれをご覧になって、そうお感じになるのは当然だとは思うのです。4次と5次の比較をしたときに、文言とかが随分何か簡単になってしまったり、割愛している部分があるというふうに見えているのだと思うのですけれども、施策の方向のところで4次をご覧いただくと、丸数字でこうやってきっちり分けているわけですけれども、今回5次のお示しの仕方は、何も分けていない形でお示しをしております。審議会のほうでご検討をいただいて、施策の方向としては、このようになるのではないかということも含めて、ご提言をいただければという考え方でございます。

○酒井委員

私の質問は、非常に単純な質問だったのですが、大きく方向を変えているものは赤字で太くなっているものであって、それ以外のものは文言を変えて、簡潔にしてあるだけということの理解でよろしいのでしょうか。

○白井会長

それでいいと思います。

○酒井委員

では、まず1番で議論されているということで、目標の2番、3番については、この後ということでおよろしいのでしょうか。

○白井会長

1番が赤く書かれているところが多いので、そこで今、議論になっている。1の中の1と2が暴力という言葉が出ているので、今、出たと思うのです。

だから、大きい目標の2の3、それについても意見があれば、ぜひご発言をお願いいたします。

○酒井委員

はい。例えば、その2番の1番の③のところ、「いつでもどこでも情報を得られる環境」というのが、例えば、第5次のところで消えているのですけれども、これは、③について、もう十分に課題がクリアされたから消えたのか、統合されて消えたのか、どのような感じなのでしょうか。

○雲出課長

繰返しになって申し訳ないのですが、今後検討していく中で、なるべく簡素化させていただきました。赤字にしたのは、冒頭申し上げましたけれども、配偶者暴力の防止計画は、一つの目玉として掲げさせていただき、より詳しく説明させていただきました。それ以外のものにつきましては、酒井委員もおっしゃるとおり、これにどんどん足していくっていただいていい内容ですので、そういうご理解の対応です。

○中澤委員

酒井委員がお感じになっているもの、もし、いつでもどこでも情報を得られる環境というものが重要ではないかとお考えだとしたら、ということで申し上げますと、この部分で取り組みとして、4次のアゼリアプランに掲げたものが、なかなか難しいという項目が二つ並んでいるのですね。

具体的に言うと、区民が男女共同参画に関する情報を保育園や商店街など身近な場所で得られるように情報コーナーの設置を進めていますという内容なのです。それは結構難しい話で、情報コーナーというイメージをしたときには、コーナーというのが

どれほどのものかというと、設けていくというのは、実際の取り組みとしては、なかなか進めてこられなかつたというのが現状としてあるということ。

それと、働く人への情報提供として、育児・介護などの制度についてまとめて配布したらどうかというものがあったのですけれども、では、どのように手に取れるようになるのかというと、既存の国や東京都の出しているものとの違いは何かということが出てきてしまうので、これについても実際問題どうしていくのかということが課題になっているものだというところです。

だから、わざと外したというわけではないのですけれども、啓発の部分についてどうしていくかということについて、2の目標のところでご議論をいただければというのが、事務局としての願いでもございます。

○酒井委員

2といいますと、どういうことでしょうか。

○中澤委員

目標の2の「仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会」というところでの取り組み内容として、どうしていくかということを検討していただく一項目かと思っております。

○酒井委員

私は、やはりいつでもどこでも情報を得られる環境など、こういった取り組みはすごく重要で、情報社会なのでいろいろな情報をいつでもとれるようにすること、仕事のスタイルとしても、いつでもどこでも仕事ができるような環境をできるだけサポートする仕組みというのが重要ではないかなと思う中で、項目が消えたというのがとても寂しく思いました。

○白井会長

消えたというより、4次の場合は、具体的にそれに沿って事業を進めてきたわけです。この5次というのはこれからのことなので、部会でより詰めていって、何が必要かを検討していただきたいということになるかと思うんですね。

抽象的なくくりとしては、これでよろしいでしょうか。具体化するのは部会ということでおよろしいでしょうか。

○酒井委員

では、課題と目標のところに大まかなものがあるからいいということなのですね。わかりました。

○白井会長

全体的に4次は、具体的にやってきたと。それで、既に全うしたものや、全然だめな部分もあるかもしれません、一応引き継いだ上で、4次としては課題としてこう

いうものを挙げましたよと。

それらをより具体的にしていくのは、部会の皆さん方の意見ではないでしょうかと考えていただけるとよろしいと思うのです。

○酒井委員

そうすると、きょう審議する5次の部分というのは、主な内容のところではなくて、目標と課題のところまでということですね。

○白井会長

そして、課題でもこういうものをイメージしていますよというのが、行政の案だと思うのです。そういうのによろしいでしょうか。この後、終わりましたら、部会も日程等を調整していただく予定をしていますので。

○酒井委員

わかりました。

○宮城副会長

今の酒井委員の話を私なりに類推させていただくと、情報化支援の大事さですね。きっと前事業のどこでも、誰でも、という情報の内容と少し違うものを今、酒井委員は想像されたのではないかという感じがするのです。

○酒井委員

そうです。全然違うものでした。

○宮城副会長

それを仕事と家庭につけるのかということもあるかもしれませんから、もし、この部会を越えるような話だったら、今、部会に先々ご提案をお願いできればと思います。

○酒井委員

はい。そちらで具体的に。

○白井会長

より具体的なことであれば、部会で回数も三、四回と重ねて詰めていきたいと思いますので、しっかり考えて、ご検討いただきたいと思います。  
ほかにありますでしょうか。

○宮城副会長

私は、北区の特徴として、外国人の方が多いというのはあると思うのですね。そのことは、たしか多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大というところで位置づけていたと思うのですが、何かもう少し見える形にしてもいいのではないかなど。

第3部会の課題になるかもしれません、ぜひ多様な区民というときに年齢・性別だけでなく、国籍を含めて検討していただき、第4次よりも目立つように、重点化していただきたいと思います。

○白井会長

男女共同の場合も、その外国人をということですね。

○宮城副会長

はい。

○近藤委員

今、宮城先生からお話があり、やはり大事なことだと思いまして、外国人は、かなり年々ふえている状況があると思うのです。ですから、この基本理念のアゼリアプランが、しっかりと地域の国際化に進展に配慮し、国際理解のもとに男女共同参画が推進されることというのは、大いに入っているという部分があり、年々外国人の割合もふえていると。あらゆる部分に、いろいろな地域の方が北区に在住されてきているということも、今後いろいろな部分で検討、しっかりと光を当てていかなければいけないのだと思っておりますので、この部分は全体にかぶる問題だと思うのですが、目標のところまで。

だから、この辺のところは、やはりしっかりと検討していくべきだと。本当に地域で一緒にいろいろな方と外国人の方と、私は消防団をやっているのですが、ぜひ男女共同参画ということで、2020年の東京オリンピックということもあって、国際化ということを真剣に取り組んでいかなければいけないだろうと思っておりますので、皆さんと同感でございます。

○白井会長

ほかに何かありますでしょうか。

○照井委員

私は、目標の設定ですか課題の大まかな仕分けというか、そういうことについて異論はないのですけれども、今後、専門部会でやっていく中でどうなのかと思った点をお伺いしたいのですが、今回、大まかなたたき台、イメージ図という感じでおつくりいただいた中で、目標2の3「働く場における男女共同参画の推進」に「セクハラ・パワハラ防止」というのが、第4次の目標1から移ってきており、確かにセクハラ・パワハラは、理念上は男女問わないものでしょうが、ただ、実際男女共同参画という観点からすると、やはりセクハラが重要なのかと。パワハラというと、やはり男女問わない職場における人権侵害ということで、我妻委員のご指摘を踏まえれば、例えば、目標1「あらゆる暴力・暴言の根絶」のようなところに組み入れるのがいいのかと私は感じました。

ただ、この先、例えば本当に事務方としては、ここに入れなければだめというご趣

旨ではないとは思いますが、専門部会で、セクハラ・パワハラのお話が議論されて、どこに位置づけるかという議論というのは、どこですればいいのか。リーダー間のリーダー会議で調整していただけたという理解でよろしいのですか。

○白井会長

そうですね。それは部会の委員、それからリーダーがこれは一緒になって最終的には意見交換すると思うのですけれども、事務局によりますと、部会ごとに速記録が入るので、どういうことが議論されたということは他の部会の方たちにもわかるですから、それについてご意見などを言われて、どの部会にその課題が属しているかということと問題になるかもしれませんね。

○照井委員

そういう形で調整の場があるということで、異論はございません。

○白井会長

ほかにはいかがでしょうか。

○宮城副会長

もう一つ申し上げてよろしいですか。

○白井会長

はい。

○宮城副会長

やはり北区らしさを出したいというのはアゼリアプランで非常に思うところなのですが、第2部会になると思いますが、仕事と家庭生活の両立て、その職場に働きかけるといつても、北区の場合は中小企業が多いというのが一つの特徴ではないかと思うのですね。

だから、中小企業に対する支援。男女共同参画で既にやっているらしいのですが、そこで何か北区らしさが打ち出せないかなという気がずっとしているのですが、具体的にどうしたらいいのかよくわからないので、ぜひ第2部会には、その辺の中小企業が多い中での男女共同参画を考えていただけたといいなという気がします。ただ、一般的に雇用主、事業、企業という位置づけではない、それだと特徴が出てこないかなという気がするのです。

○白井会長

ほかには意見はありますでしょうか。もし、ご意見がないようであれば、議題についてまとめさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。いろいろご意見が出ましたけれども、事務局より提示された策定案について、それをもとに今まで出した意見を考慮していただいて、検討を進めるということでいかがでしょうか。策定案を

もとに進めさせていただくということでよろしいですか。

(異議なし)

○白井会長

それでは、次に、議題2の専門部会の設置について移りたいと思います。資料4をごらんください。

まず、体系図。資料2の体系図の中で三つの目標がございますが、審議の効率性を高めるために、目標ごとに三つの専門部会を設置して、その提言内容を協議していただきたいと思うのです。これは、条例施行第5条第6項に専門部会を設置することもできるとなっておりますので、それに沿ってより効率的に専門部会を設けていきたいと思いますが、設置することによろしいでしょうか。

(異議なし)

以下、専門部会の設置、運営、スケジュールについての説明

○白井会長

議題の3の北区男女共同参画に関する意識・意向調査結果報告について、事務局から説明をお願いいたします。それに合わせて、先ほど出ました前回の意向調査の関係もありましたら、説明をあわせてお願ひします。

○雲出課長

北区男女共同参画に関する意識・意向調査結果報告について説明

○白井会長

では、ただいまご説明がありました、北区の男女共同参画に関する意識・意向調査の結果報告について質問等がありましたら、挙手していただきたいと思います。

○酒井委員

質問ですが、15ページ目の北区アゼリアプランの認知度というところですが、アゼリアプランの認知度が1割近くということで、結構衝撃的な数字なのですけれども、これは毎回アンケートをとるたびにこのような数字なのか、たまたま今回だけだったのか、その関係と、恐らく努力をされておられるのだとは思うのですけれども、北区としては、今後やはり認知していただかないとその努力というのはなかなか報われないのではないかと思いますので、ここについていかがでしょうか。

○白井会長

それでは、まずアゼリアプランの周知方法と、前回との結果について、事務局から

説明をお願いしたいと思います。

○雲出課長

紫の冊子の110ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、年度で比較させてございます。下の欄でございますけれども、男女参画条例の認知度、ごらんのとおり、ほぼ同じようなことになってございます。むしろ25年度のほうが低いということになって。参画条例ができて直後の第4次のプランでございましたので、認識については新たな課題ということで条例化されてございますので、それから5年を過ぎて、それがだんだん落ちていってしまったと。PRの活動は不足していたと思っております。

○白井会長

PRの方法は、どのようにして努力されてきたのでしょうか。

○雲出課長

プランができたときに、北区ニュース、ホームページに上げまして、周知させていただいたところでございます。またアンケートにご協力いただいた方には、レスポンスをさせていただいている。

○白井会長

苦情処理委員会や、その活用方法とも兼ねてあると思うのですけれども、大事なことがあるので、ぜひ区民の皆様にPRをしていただきたいと思います。

○雲出課長

情報誌を出させていただきまして、北区ニュースなどで使って、PRには努めているところです。

○白井会長

中学2年生にアンケートしているのですが、学校等に関しても教育は別にして、改めてこうするとか、パンフレットの配布などはやっているのですか。アンケートをとられているから、どのような子どもたちにお知らせ、条例がありますというのを知らせているのかと。

○田草川委員

今回のアンケート調査で男女共同参画という言葉を知っているかという質問に対して、中学2年生は、9割が知らないと答えています。ふだんの中で、この計画等、条例のパンフレットも学校には配布はしていないのではと思うので、実態を見て、もう一度やれることをやりたいなと思っております。

具体的には、特に人権の問題というのは、主に道徳の時間が中心になりますが、あらゆる授業が人権のことは常に念頭に置いてやっていくわけですね。男女共同参画そ

のものの概念、それから、この言葉をより強く出してもらわないと難しいかと思いまして、現場というと変ですが、学校の教育をもう一度洗い直してみたいなと思います。

○白井会長

人権というのはすごく抽象的でつかみどころがないのですね。だから、条例で具体的に重立ったところを説明する、具体的な例を加えて説明したら、子どもたちはすごく理解するのではないかと思いますし、そういう認識も高まってくれば、北区にとって人権というものが問題にならない状態になるのではと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○中澤委員

ほぼ同じような時期あるいは1年先に行う区民意識・意向調査というのがあり、その中の区の施策に関する関心事とか、それから重要度について聞いています。すると、大体ワーストスリーあたりにいつもいるというのが男女共同参画で、あとほかに何が並んでいるかというと、国際化とかそういったような類いのことですね。

ですから、ふだん余り考えなくても済んでしまうようなものは、置いていかれると。そのかわり、メディアでの取り上げなど非常に頻度が少ないということもあると思うのですけれども、反対に頻度の高いものについては、当然のことながら関心事が高いという、イコール重要度が高いという評価になっているというのが、今のところの実態というところです。

いずれにしても、先ほど我妻委員から話がありましたけれども、職員へのアンケートとかそういうものの自体についても、職員自身にもそういう意識づけをしてもらおうということでのアンケート調査でしたので、結果についてはいろいろご意見があると思いますが、私どもそういったようなつもりでアンケートをやったというところです。

○白井会長

これについて、それぞれ対象がありますが、職員について調査はないですかね。男女共同参画の認識などについて、事業については、一応評価等があったのですけれども、自覚についての意識調査というのは。

○我妻委員

それが前回机上配付された資料で、家に帰ってよく読んだのですが、驚いたのは、男性も女性も条例も知らないし、「スペースゆう」も知らないという方がいたのですね。もちろん少数ですけれども、でも、職員がそれでは、区民の方から何か聞かれたときに、「いや、知りませんね」と言うと、どうしたらいいのかと。この事業の評価では、職員の研修がAになっていますよね。

だから、例えば、新任の方は必ず「スペースゆう」に来るとか、条例も張つてあるし、置いてあるし、一度はみんなで声に出して読んでみようよとか、そのぐらいの研修はしていただいて、ここに来るくらい大して時間はかかりませんよね。そのくらい

していただくといいのではないかと思いました。

また、このアゼリアプランという名前が、これが行動計画だとわかるまでに結構時間がかかると思うのですよね。全然活動していない人がアゼリアプランと言われても、何か花の植え方のプランかしらぐらいにしか普通は思わないし、あと条例についても、男女平等条例と銘打っているところはもっとイメージが湧くのですけれども、男女共同参画と言いかえると、何のことを言っているのかわからないという、特に中学生なんかはイメージが湧かないと思うのですね。そういう名称にもよるものかなと思います。

それから、今度、プラネタリウムの投影がなくなることが非常に私ども、団体でもショックで、プラネタリウム目当てで親子さんがよくいらっしゃって、若いお母さん・お父さんが家族連れで、お子さんを連れていつも来るので、そういう方がもう「スペースゆう」に来なくなるというのが非常にさらに知名度が低くなるのではないかと思っているのですが、この調査の116ページのところで、「スペースゆう」の利用目的のところで、プラネタリウムの観覧というのが一番多いのですよね。

だから、これを見てやはり危険だなということと、あと、喫茶ゆうというのも非常に人気で、私は6階に来た方に必ずこの喫茶スペースのことを宣伝して、知らない方が多いですよね。6階で星を見てそのまま帰るという方が多いので、ぜひ5階にもおりてください、いいスペースがありますよ、喫茶がありますよということで、5階におりれば、ほかのことがみんないっぱい見えてきて、「スペースゆう」は6階と5階だということをご存じない方もいっぱいいて、「スペースゆう」に来たのだけど、A室はどこなのだと6階をぐるぐる回っている方もいらっしゃるし、そういうプラネタリウムの観覧と喫茶に頼っている実態というのが、この先どうなるのかなと非常に不安に思うので、その辺のPRが、先ほど部長がおっしゃったように、とてもいい情報誌を出しているので、もっと盛んに配布されるとか、あるいはホームページでワンクリックかツークリックぐらいで見られるようになれば、もっといいのではないかと思います。

#### ○白井会長

周知徹底する方法はまだあるかもしれませんので、ぜひ今までいろいろ努力して生まれた条例ですので、ぜひ周知徹底するようにお願いしたいと思います。

#### ○大島委員

一つは、行政がよくこういうアンケートをとられて、意識調査をされるということは、私も非常に大賛成なのです。

しかし、分析をしていただきたいなと。分析と方向性をどういう形ですか、また、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。要するに、アンケートをとつただけでなく、先ほど副会長からもワーク・ライフ・バランスの件がありましたけれども、この調査の結果、100社中36社ということで、これが多いか少ないかというのはわかりませんが、このワーク・ライフ・バランスという角度からすれば、もう少し中小企業の経営者はどう考えているのか、やりたくてもできない事情がどうある

のかということをしっかりとアンケートでとて、分析をして、副会長が言う北区らしさというものを出せるのならば、どの方向でどうするのかということも分析が必要ではないのかと思っています。

○白井会長

そのような意見も出ましたので、研究会や、お互いに意見交換会をやるものもいいのかもしれないですね。

○酒井委員

今のお話で、最後アンケートをとった後、ホームページやニュースなどで情報を公開するものなのでしょうか。

それと一つ前のお話なのですが、アゼリアプランというのは、やはり名前がぱっとしないというか、目を引くようなものではないので、だからといって今さらもう変えることができないものだと思いますので、例えば、ロゴをつくるとか、何か目を引くとか、印象に残るとか、何かつくったらどうかと思いました。

私もこの委員になるまで、このプラン名を何も知らなくて、面接のときに、この名前を知っていますかと言われて、知りませんとお答えした9割のうちの一人ですが、その後、慌てて家に帰って、これ何だろうと思って調べて、ホームページで見つけて、さらに北区のニュースでも1年に何回かこの名前でいっぱい文字が書いてある北区ニュースが来るのですけれども、あれもいっぱい文字が書いてあって、知らない人からすると、少し手に取りにくいという感じがあるのですが、最初の取っつきをよくするとか、おもしろいぞと思わせるような何かをつくっていただけたらと思いました。批判ではなく、前に進むために。

○白井会長

ありがとうございます。

○小澤委員

今の男女共同参画センターの利用に関してのアンケート結果ですが、やはりほとんど知らないし、利用したこともない方が、大体前回と同じ数であったという結果です。回答してくださる方の数も少ないので、たまたま利用したことのない方ばかりにアンケートが行ってしまったということも考えられますけれども、前回と同じということは、5年間たっても余り条例と同じように男女共同参画センターも認知されていないのかなと少し残念に思っています。

私は、割合身近な施設ですので、今、我妻委員からお話があったように、大工夫された講座ですか、今回は男女共同参画に関する講座を受講した方の数はとてもふえているらしいのですけれども、図書室の利用がちょっと減っているということで、これも情報の発信ということが非常に重要だと改めて思っています。宮城先生から北

区らしさというお話を聞いて、実は、プラネタリウムのある男女共同参画センターというのは、非常に北区の、使いにくいけれども特色の一つですというように宣伝していたのですが、今度その投影がなくなるということで、少し視点を変えて、何か北区らしい男女共同参画センター、本当に1回来たら、もう何回も男性でも女性でも来たくなるような、そういうセンターになるような努力をみんなでしなければいけないのかなと思っています。

○白井会長

場所的には利用しやすい、前のところに比べますとね。

○小澤委員

そうですね。ただスペースが限られているので、そこをどうするかですね。

○奥津委員

簡単な質問ですが、この調査で北区は非常に高齢化率が高いということですので、それを知りたいだけなのですが、「夫婦とも無職」が14.6%、これは、年代を見るとかなり高齢化されている方々の固まりなのかということ。それから、世帯構成も「親と独身の子ども」が4割ですけれども、「夫婦のみ」と「ひとり暮らし」を合わせるとやはり4割ですので、これも結構年齢が高いのかどうかということを知りたい。

なぜならば、やはり共同参画のこれはまたプランをつくるときも、やはりプランを戦略的にうまくいくようにしないといけないのだろうと思いますので、若い方々が多いところとそうでないところとは、訴え方も内容も少し変えないといけないのかなという考え方で質問させていただきました。

○白井会長

この意識調査に関しては、年齢、世代、いろいろあると思いますので、この結果については、それぞれ協力してくださる方がいらっしゃるので、ぜひ生かしていただきたいと思うのですね。

そして今回、部会等で問題になったときは、今のような年代についても質問があるかもしれませんので、ある程度具体的にお答えいただければ、より北区を知り得るのかもしれませんね。北区は特に高齢者が多いということで有名ですので、そういう特徴もあるかと思います。ほかにはいかがでしょう。

○近藤委員

全体の流れで言うと、アゼリアプランもなかなか区民に周知されていないところがあって、「スペースゆう」の利用率もあまり多くない。私も、このアンケートの中の北区苦情解決について、これは条例中の設置例の中に置いておくのだということ。これはほとんど知られていないという状況があり、今回、第5次ということで、若者もいろいろな意見も入ってあるのですけれども、ぜひ周知の部分で努力をする、入れていく区民に対しては発信をしていく、何か積極的なものを入れられるといいのかなと。

例えば、男女共同参画であるならば、これから大人になっていく成人式という行事が、同じ北とぴあでやっていますから、そういうところでアピールできるようなことを入れておくとか、北区には、「スペースゆう」というものがあって、アゼリアプランがあるのだということも、教育現場でやっていくのも大事だと思うのですけれども、我々もしっかりと周知できるようなタイミングを活用して、やるべきかと思っております。

もう一つですけれども、この北区苦情解決委員会は、条例設置されているようですが、これはどのくらい。先ほど電子データがあるというのを見たのだけれども、どこにあるかとかよくわからなかつたのです。公開はされているようですが、件数とか、委員会に何がどのくらいひつかかって、どのくらいの申し出があるのですか。

○雲出課長

今まで1件でございまして、24年度は0件でございます。

○近藤委員

今まで1件。指摘されてから1件ということ。

○雲出課長

そうです。

○白井会長

窓口はどのくらいあるのですか。相談する窓口というのは、どこに相談すればいいのですかといった場合に、案内するにしても、どこに。こちらのほうに来るというのが一つだと思うのですが、ほかにはまだあるでしょうか。

○近藤委員

会長、多分私も最初見たときに、そういう相談の解決かなと思ったら、これは区がやっている、施行するものに関しての苦情ですよね。施行する条例とか、区の施策に対しての男女共同参画に反しているのではないかということで申立書を提出して、それで委員会が開かれるという。

○白井会長

申立書を多分相談で出されたかどうかわからないのです。窓口があって、そこに相談にいらして、もし、そこで解決がなければ委員会に行くという状態だと思うのです。

だから、相談は全て委員会にいくということではないと思うのです。その相談がどのくらいあったかというのは、1件は、お風呂屋さんの方。女性の場合に、髪を洗つたらいけない、髪を洗うと詰まるからと。

○近藤委員

それは錢湯。

○白井会長

銭湯ではなくて、老人の家。

○近藤委員

ああ、老人の家。

○白井会長

それが差別だからというので、それが1件だと思うのです。

○近藤委員

いこいの家の条例があったのですね。

○白井会長

そうです。意見を聞いて、やはりそれは違反していると。

○近藤委員

それで、なくなったのですか。

○白井会長

いいえ。なくならないで、女性も洗ってもいいということになったということを聞いております。多分それだったと思うのですけどね。女性は髪が長いから、洗うと詰まる。

○我妻委員

それについて。男女共同参画の活動をしている人たち、東京でネットワークをしているのですが、この苦情解決委員、オンブズと言っているところもあるのですが、一番怖いのは、議会などで誰も苦情を上げてないし、苦情解決委員会が動いてないから、こんなもの要らないではないか、廃止てしまえ、お金もかかるではないか、面倒くさいぞというようなことになると怖いので、もちろん意見はいっぱいあって言ったりするのですけれども、なかなか苦情解決委員会に行く前に、ここはこういうことで、ここはこうということで各課あたりからご説明があって、これはこう上げてもどうにもなりませんみたいなことにもなるので、どうせ上げてもまたおろされるかなみたいな、扱ってくれないかなということにもなると思うのですね。

だから、ほかの一般の方から見ると、何も来てないから、何の問題もないとか、全く区民が必要としてないと誤解されることもあると思うのですが、上げても、申請しても、それが苦情解決委員会まで上っていない、全てを取り上げてもらえるわけではないということなのですね。

だから、何かそういう申し立てがある程度あったぐらいは、どこかにあってもいいかなと私は思うのです。全く知らない人ばかりで必要とされていないとなると、本当に困ったときに持つていけなくなるので、そういう数も、苦情委員会で扱ったのは0

件だとか1件だとかではなくて何件かは来ているということは、どこかで書いたほうがいいのではないかと思います。

○白井会長

だけど、窓口がわからなければ相談にも行けないので、やはり窓口がありますよということはPRしてほしいと思います。参画課には相談窓口があるのでしょう。

○中澤委員

それは、もちろん苦情解決委員会の事務局そのものが男女平等参画推進課ですので、受け入れるということになります。

ただ、自分がこの子ども家庭部に着任してからで言いますと、この苦情解決委員会にかけてもらえるものかどうかという類いのご相談は1件ありました。それ以外は、自分としては聞いたことがございませんので、そういう意味では、苦情解決の制度そのものが知られているかどうかということと絡んでいますけれども、この苦情解決の制度まで上ってくるものは少数にとどまっているというのが実態ということになるかと思います。

いずれにしても、リーフレットなどについては作成をして、それを目にふれるようなところに置くということはやっているわけですけれども、なかなか正直なところ、区の各課への配慮度チェックについて皆様方にも評価のときにごらんをいただいていますけれども、基本的には今の事業の主管課については、そういう意識を以前に比べればということになるかもしれませんけれども、大変意識を持ってやっているかと思っておりませんので、そういうケースについては少なくなっていると考えています。

○白井会長

そのほか、いかがでしょうか。もしなければ、部会も予定していますので、これで本日予定しておりました議題は終わりたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)